

第 62 号

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例

熊本県産業技術センター条例（昭和27年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表化学試験・化学加工設備の項中「3,690円」を「3,820円」に改め、同表食品試験・食品加工設備の項中「4,050円」を「6,050円」に改め、同表機械試験・機械加工設備の項中「3,490円」を「3,790円」に改め、同表電気自動車用急速充電器の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

熊本県産業技術センターの設備の導入等に伴い、使用料の額を改定する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。